

2025年
04月30日(水)
第387号

日本共産党札幌市議団ニュース

日本共産党札幌
市議団事務局
TEL：211-3221
FAX：218-5124

安心と笑顔のために

管理戸数減ではセーフティネットの役割果たせない

市営住宅問題 3月19日 さとう綾市議



住宅確保要配慮者（低所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯、外国人、被災者等）の居住の安定確保は自治体の重要な任務です。市として、市営住宅と民間賃貸住宅のセーフティネット住宅、要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度という、二つの制度があります。

さとう市議が、住宅確保要配慮者へ、広さや設備など一定の質を備えた住宅を確保できることへの重要性についての認識を質問したところ、担当部長は、住居についての相談窓口の「みな住まいる札幌」を通じた支援をあげ、「安心して暮らせる住まいの確保にむけ取り組んでいく」との答弁でした。

答弁を受け、さとう市議は、「みな住まいる札幌」へ相談している方のうち、5万円以下の家賃を求める割合が最も多いところだが、一般の賃貸住宅では、バリアフリーでエレベーターもあり、セー

フティネット住宅登録基準以上の物件も多いけれども、市営住宅並みの低廉な家賃での提供はほぼないことを指摘しました。そして、低廉な家賃で、居住環境の一定の質を備える市営住宅の応募倍率も依然として高い状況だが、入居がかなわない市民が多いのに、充足しているという捉えであるのか、高齢化などにより、住宅要配慮者は今後増加するのではないかと認識をただしました。

答弁では、利便性のよい、比較的立地条件の良い三つの団地に全応募の半数以上が集中している状況であること、今後、高齢者を含む住宅確保要配慮者については増加傾向が見込まれるものとの認識を示しました。

民間物件を借り上げた市営住宅である「借り上げ市住」は、1178戸ありましたが、20年の期間満了で返還し、2025年度には432戸までに減ることになります。政令市では、横浜市、道内では、函館市などが借り上げ市営住宅の期間延長を行っており、さとう市議は借り上げ市住の期間延長を求めました。

また、セーフティネット住宅制度は要配慮者への住宅支援として、家賃補助なども現実的に活用できるものとなっておらず、登録も、空き戸数も少ないまま、ほぼ横ばいであるならば、住宅確保要配慮者の住居確保に実効性があるとは言えないと厳しく指摘し、市営住宅を減らす方針のもと、住宅セーフティネットも進まない状況であり、住宅政策として、住宅確保要配慮者への家賃補助は今後必要な施策ではないかと質問しました。市は、引き続き慎重に検討していくという答弁でした。